

平成23年(行ツ) 第31号
平成23年(行ヒ) 第38号
決定日 平成24年6月12日

上告人兼申立人 東海旅客鉄道株式会社
被上告人兼相手方 国
同補助参加人 ジェイアール東海労働組合
同補助参加人 ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部
同補助参加人 ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部大阪台車検査車両所分会

原判決の表示 東京高等裁判所平成22年(行コ)第149号(平成22年10月21日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法3122条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年6月12日

最高裁判所第三小法廷